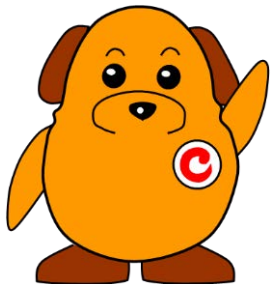


日英EPA原産地規則について



2020年12月
財務省関税局・税関

I．日英EPA原産地規則の概要

II．原産地基準について

III．原産地手続について

日英EPA原産地規則の概要

- 日英EPA税率は、EPA相手国の原産品に対してのみ適用される。
- 日英EPA原産地規則章では、原産品の定義（原産地基準）やEPA税率の申告手続（原産地手続）等を定めており、（1）第A節（原産地規則）、（2）第B節（原産地手続）、（3）第C節（雑則）、及び（4）品目別原産地規則（PSR: Product Specific Rules of Origin）等の附属書から構成されている。

第A節（原産地規則）

〈原産品〉

日EU・EPA同様、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③PSRを満たす製品（製品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等）のいずれかを満たす製品は日英EPAにおける原産品となる。

〈累積〉

原産材料及び生産行為の累積が可能。日英2国間の累積に加え、EUの原産材料・生産行為を日英EPA上の原産材料・生産行為とみなすEU拡張累積が採用されている。対象製品は附属書3-Cに規定。

第B節（原産地手続）

〈特惠要求手続（証明制度）〉

日EU・EPA同様、輸出者、生産者又は輸入者自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

〈確認手続（検証）〉

日EU・EPA同様、輸入国税関は、輸入された製品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者に対する検証、②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証、を行うことができる。

第C節（雑則）

原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会、経過規定

品目別原産地規則（PSR）

それぞれの製品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準（原産品となるための要件）が設定されている。日EU・EPAをベースに、一部品目について緩和されている。

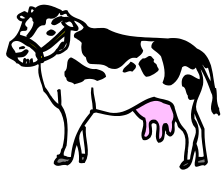
I．日英EPA原産地規則の概要

II．原産地基準について

III．原産地手続について

原産品の要件(第3.2条)

①完全に得られ、又は生産される産品



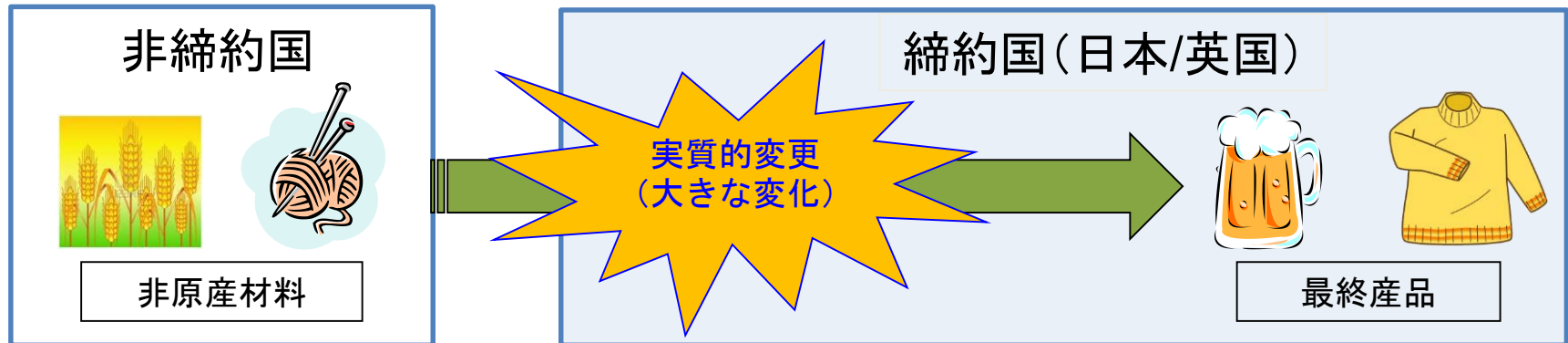
(例) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの(家畜等)

②原産材料のみから生産される産品

- 締約国(日本又は英国)の原産材料のみから生産される産品。
- 生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品(実質的変更基準を満たす産品)

○ 非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。



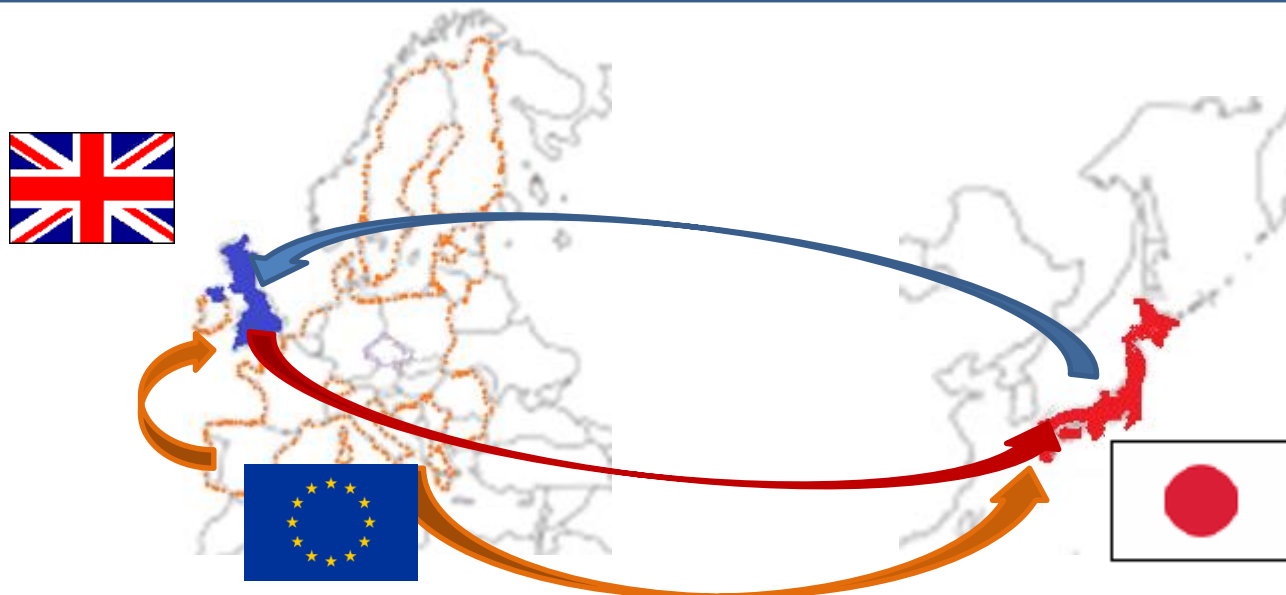
【PSRの3類型】

- ① 関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ② 付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値が付与されること。
- ③ 加工工程基準: 産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

EU拡張累積(第3.5条)

○日英2国間の累積については、日EU・EPAと同様に可能。
○EUの原産材料・生産行為を日英EPA上の原産材料・生産行為とみなすEU拡張累積を採用(第3.5条2, 4)。対象産品は附属書3-Cに規定。

- 「EUの原産材料」又は「EUの生産行為」は、日英EPAの原産地規則で判断(日EU・EPAの原産地規則ではない)
- 日本又は英国において行われた生産について、「十分な変更とはみなされない作業又は加工」(第3.4条)を超える工程が必要(第3.5条6)
- 累積できるEUの地理的範囲は、英国のEU離脱の移行期間終了後に適用される日EU・EPAのEU側の地理的適用範囲。ただし、セウタ及びメリリヤを除く(第3.3条2(c)(i)の注1)



EU拡張累積の対象品目(附属書3-C)

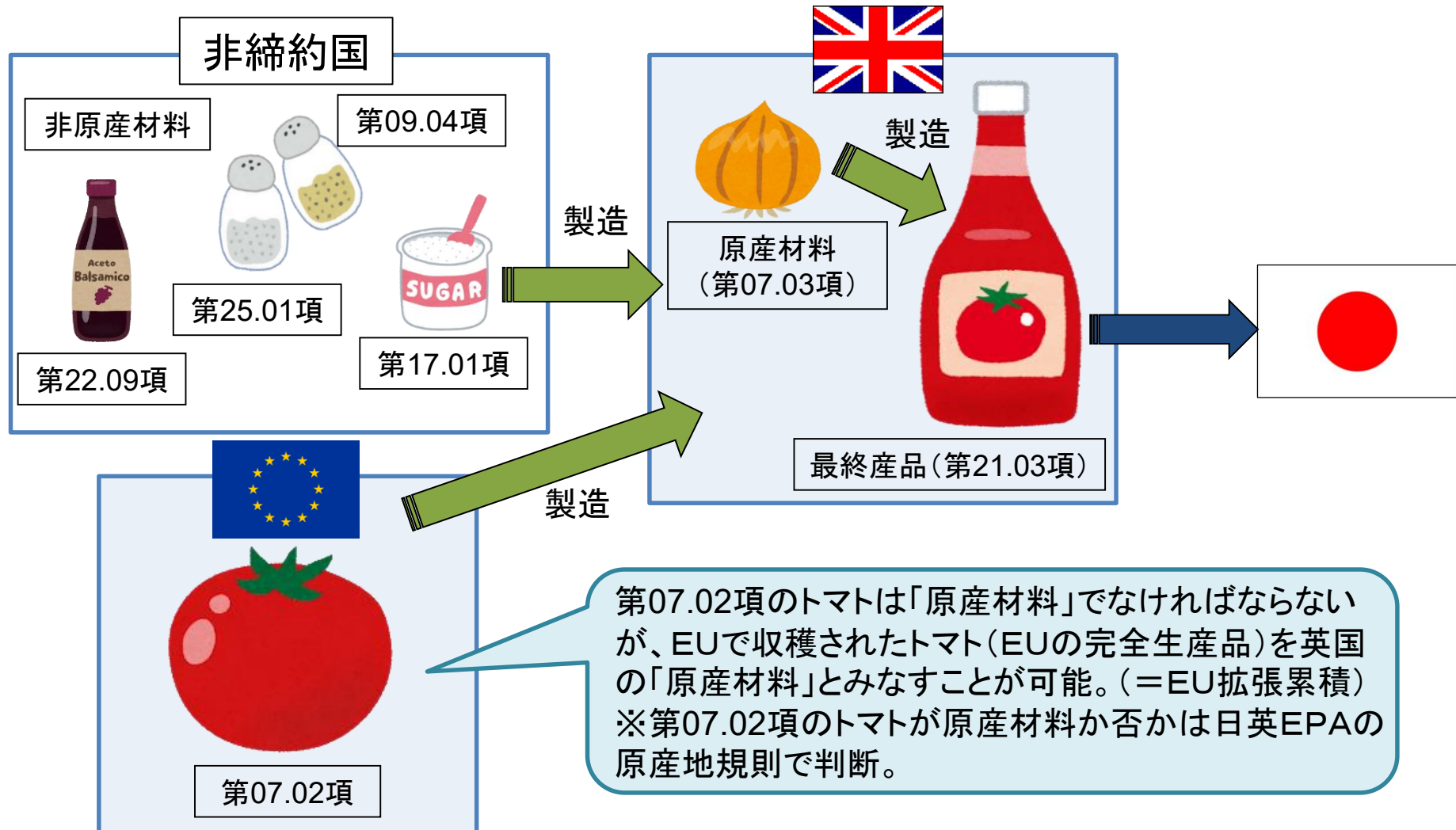
EU拡張累積の適用は、以下の産品に限る (※最終産品であって材料の制限ではない)

- | | |
|---|---|
| (a) 第2類から第4類; | (l) 第18.03項、第18.05項及び第18.06項; |
| (b) 第06.04項; | (m) 第19.03項; |
| (c) 第7類及び第8類; | (n) 第20類; |
| (d) 第09.01項から第09.04項及び
第09.07項から第09.10項; | (o) 第21.02項から第21.06項; |
| (e) 第10.01項から第10.03項及び
第10.05項から第10.08項; | (p) 第22類; |
| (f) 第11.02項、第11.03項及び
第11.05項から第11.09項; | (q) 第23.01項; |
| (g) 第12.02項、第12.08項及び
第12.10項から第12.14項; | (r) 第24.02項及び第24.03項; |
| (h) 第13類及び第14類; | (s) 第25類から第43類; |
| (i) 第15.01項、第15.03項から第15.08項
及び第15.11項から第15.22項; | (t) 第44.03項から第44.05項及び
第44.07項から第44.21項; |
| (j) 第16.01項及び第16.03項から第16.05項; | (u) 第45類から第49類; |
| (k) 第17.01項から第17.03項; | (v) 第50.01項及び第50.04項から第50.07項; |
| | (w) 第51.04項から第51.13項; |
| | (x) 第52.04項から第52.12項; |
| | (y) 第53.03項から第53.11項; |
| | (z) 第54類から第97類 |

EU拡張累積(モノの累積)

EUで収穫したトマト(第07.02項)を使用し、英国で生産したトマトケチャップ(第2103.20号)を日本へ輸入

第2103.20号のPSR:CC(第07.02項及び第20.02項の材料からの変更を除く)。

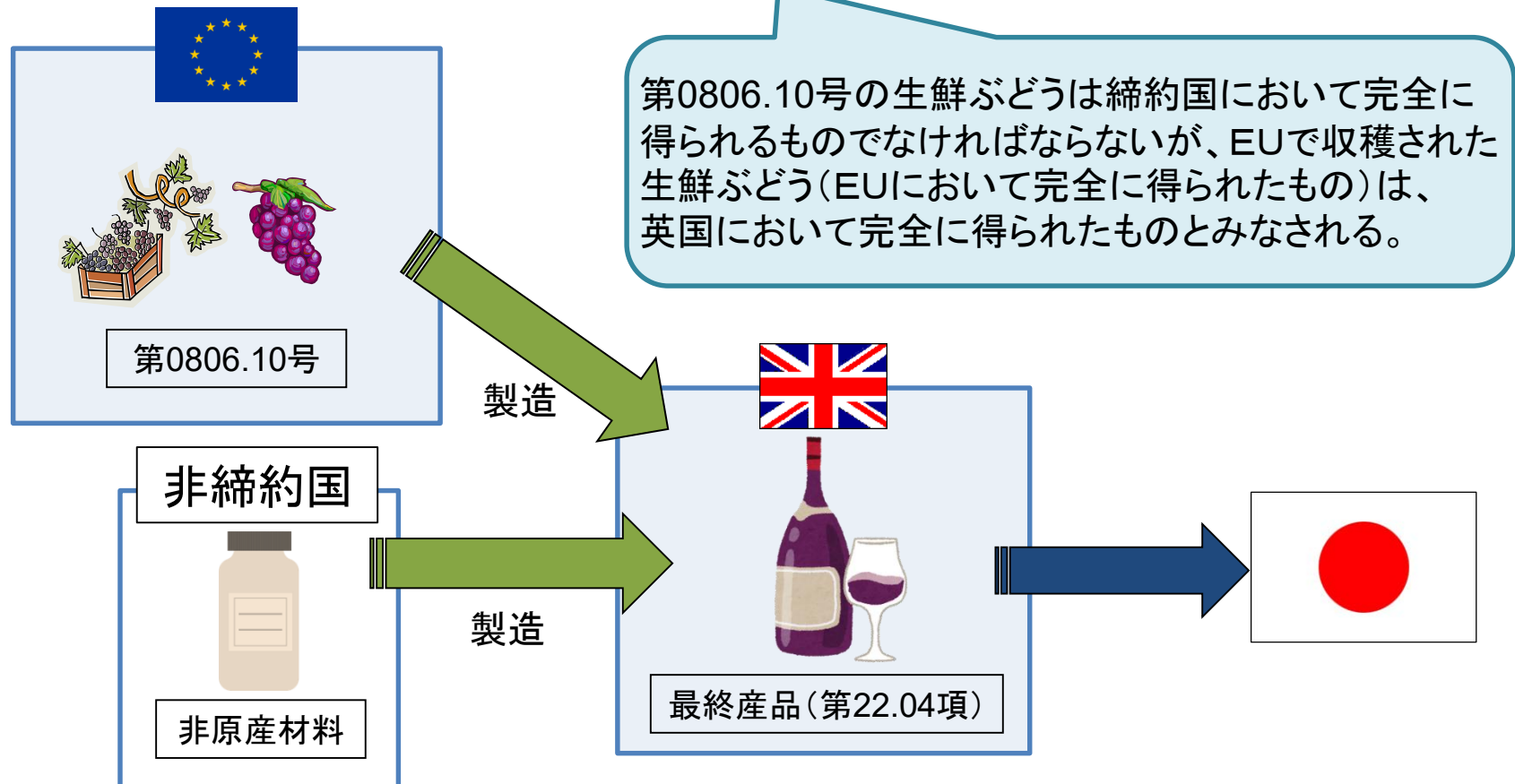


EU拡張累積(モノの累積)

EUで収穫した生鮮ぶどう(第0806.10号)を使用し、非原産の酸化防止剤(第28類)を用いて英国で生産したぶどう酒(第22.04項)を日本へ輸入

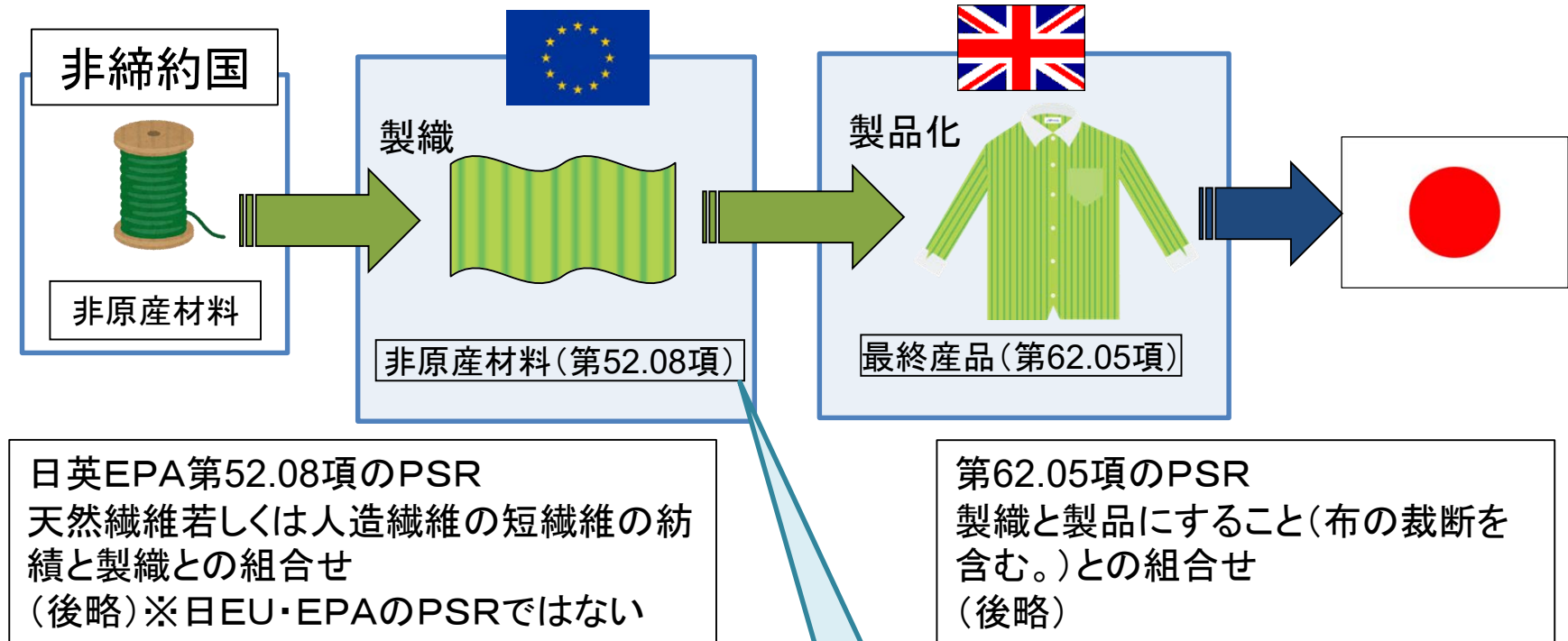
第22.04項のPSR:CTH(第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く)。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。(後略)



EU拡張累積(生産行為の累積)

EUで非原産材料の糸から製織した綿製織物(第52.08項)を使用し、英国で生産した男子用シャツ(第62.05項)を日本へ輸入



第62.05項の男子用シャツの原産性判断において、綿製織物が第52.08項のPSRを満たさずEU原産品とならなくても(モノの累積は適用不可であっても)、EUでの製織(生産行為)は、英国での生産行為として考慮することが可能。(=EU拡張累積)

生産行為の累積を適用して原産地に関する申告(Statement on Origin)を作成する輸出者は、附属書3-Dに掲げる情報を供給者(この場合は綿製織物の供給者)から入手しなければならない。(第3.5条7)

「締約国の船舶」の要件

公海上で採捕される水産物については、「締約国の船舶」により得られるものが完全生産品とされているところ、当該「締約国の船舶」と認められるための所有要件をEUに拡張

第3.3条2

1(h)に規定する「締約国の船舶」又は1(i)に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす船舶又は工船をいう。

- (a) 当該締約国において登録されていること。
- (b) 当該締約国を旗国とすること。
- (c) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - (i) 当該締約国 **又は欧州連合** の1又は2以上の自然人が50パーセント以上の持分を所有していること。
 - (ii) 次の(A)及び(B)の要件を満たす1又は2以上の法人が所有していること。
 - (A) 当該締約国内 **又は欧州連合** 内に本店及び主たる営業所を有すること。
 - (B) 当該締約国 **又は欧州連合** の自然人又は法人が50パーセント以上の持分を所有していること。

品目別原産地規則(附属書3-B)

一部の品目別原産地規則(PSR)が、日EU・EPAの規則に比べ緩和されている

日EU・EPAのPSRと異なる項

11.01, 11.04
16.02
17.04
19.01, 19.02, 19.04, 19.05
21.01
23.09
59.01-59.04, 59.09-59.11
61.01-61.17
62.01-62.17
84.12, 84.14-84.15,
84.56-84.65
85.02, 85.25-85.27
87.01, 87.06



これらの関税分類番号の
産品を扱っている場合、
再確認をお勧めします。



繊維及び繊維製品の許容限度(附属書3-A)

第3.6条(許容限度)

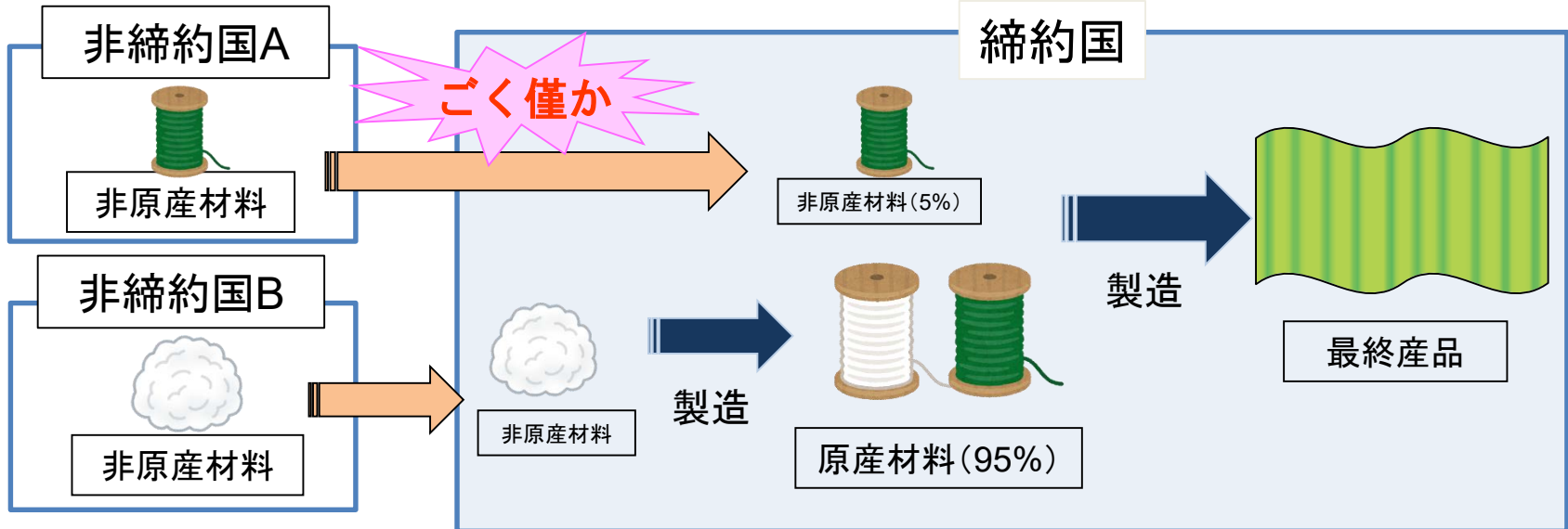
1 製品の生産において使用される非原産材料が附属書3-Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該製品は、締約国の原産品とみなす。

(a) (省略)

(b) 統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、**附属書3-A注釈6から注釈8**までに定める許容限度が適用されるとき。

※ 許容限度を適用すれば、品目別原産地規則を満たさないごく僅かな非原産材料を無視できる。

許容限度のイメージ



繊維及び繊維製品の許容限度(附属書3-A)

繊維及び繊維製品の許容限度

注釈7-2	2以上の基本的な紡織用繊維(注釈7-1で定義)を含む製品について、非原産である基本的な紡織用繊維を、製品全体の基本的な紡織用繊維の重量10%まで使用可 ※日EU・EPAと同じ
注釈8-1	非原産である紡織用繊維(製品が該当する項以外の項に分類されるもの。裏地及び芯地を除く)を、製品全体の価額8%まで使用可 ※日EU・EPAと同じ

関税分類を決定する構成部分

日EU・EPAより緩和

注釈8-2	第61類から第63類までの製品は、「 関税分類を決定する構成部分 」のみが 関税分類変更基準 又は 加工工程基準 を満たせばよい
-------	---

→第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料(金属ボタン等)のみならず、関税分類を決定する構成部分に当たらなければ、当該非原産材料は品目別原産地規則を満たすか否か考慮しなくて構わない。

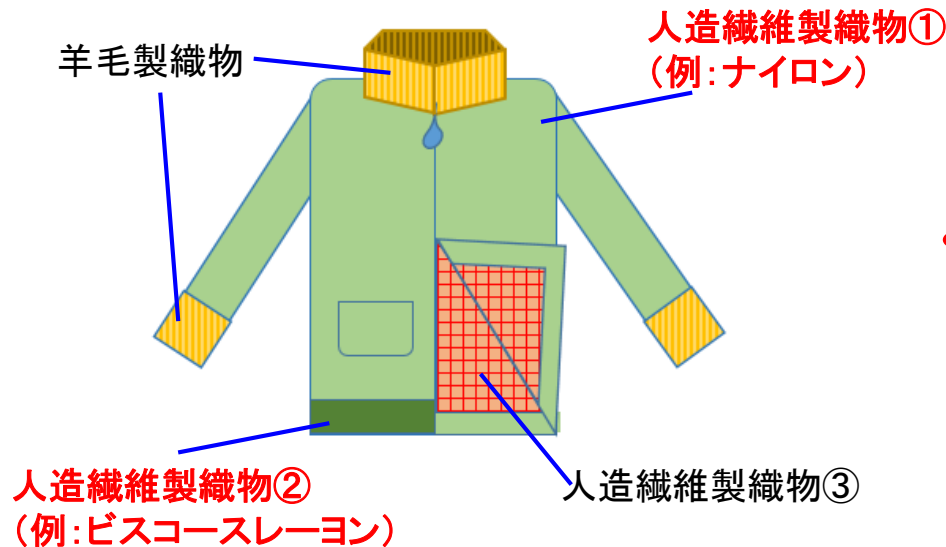
- ※ 注釈7-2から注釈7-4及び注釈8-1に規定する許容限度を適用する場合、注釈8-2の規定にかかわらず(「関税分類を決定する構成部分」のみならず)、製品全体を考慮する。
- ※ 注釈8-2に関し、PSRのうち付加価値基準については製品全体を考慮する。(注釈8-3)

関税分類を決定する構成部分

原産地規則解釈例規 第2章(第11部関連)

第61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について
衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

女子用のオーバーコート



本品の関税分類: 第6202.13号
(女子用のオーバーコート(人造繊維製のもの))

62.02	女子用のオーバーコート、カーコート...
(6202.1)	ーオーバーコート、レインコート、...
6202.13	ーー 人造繊維製のもの

↓

製品の表側の生地であって、製品が属する号に規定する材料、すなわち「**人造繊維製織物**」である①及び②が「**関税分類を決定する構成部分**」

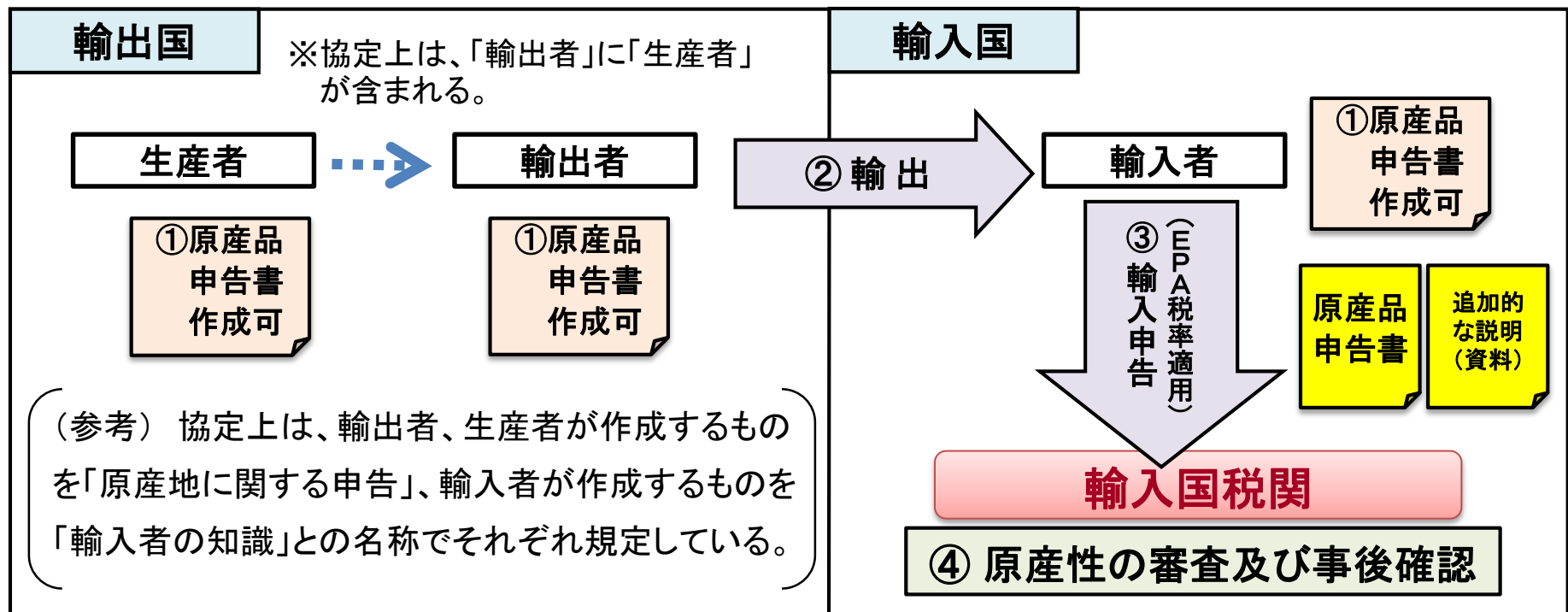
I . 日EU・EPA原産地規則の概要

II . 原産地基準について

III . 原産地手続について

特惠要求手続①(自己申告制度)

- 自己申告制度のみが採用されている。(第三者証明制度は採用されていない。)
- **輸出者**、**生産者**又は**輸入者**が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)税関は輸入申告時に原産品であることに係る追加的な説明(資料)を求めることができる(第3.16条3)。
- 輸出者又は生産者が作成する原産品申告書については、様式が協定上規定されている。(附属書3-E)
- 輸入者が作成する原産品申告書については、様式は任意。



特惠要求手続②(輸出者・生産者による自己申告)和文

- 輸出者・生産者による自己申告(原産地に関する申告)の場合には、文言が定められており(附属書3-E)、仕入書等の商業上の文書に、以下を記載することが協定上明記されている。※1
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能。
- **輸出者・生産者は、締約国(日本又は英国)に所在する者**でなければならない。

(期間:.....から.....まで) ※2

EUに所在する者は自己申告することはできません。

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号※3.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準) ※4

「日本国」又は「英国」を記載

.....
(場所及び日付) ※5

.....
(輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))

※1 自己申告の文言は**日本語又は英語**で作成可能

※2 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間(12か月以内)

※3 輸出者参照番号: 日本からの輸出者の場合: 法人番号(番号を有していない場合は空欄)

国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>)への英語表記登録をお勧めします。

※4 A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される製品、C: 実質的変更基準を満たす製品、
(1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準) D: 累積、E: 許容限度

※5 場所及び日付の情報が自己申告を行うインボイス等の文書自体に含まれる場合は省略可能

特恵要求手続②(輸出者・生産者による自己申告)英文

原産地に関する申告 (Statement on origin)

(Period: from..... to.....)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No) declares that, except where otherwise clearly indicated, **these products are of preferential origin.**

(Origin criteria used)

**「Japan」(日本国)又は「the United Kingdom」(英国)を記載
日EU・EPAとは異なりますのでご注意ください！**

(Place and date)

(Printed name of the exporter)

※原産品申告書の提出を免除する上限金額について、「輸入締約国が自国の法令に定める
価額」と規定(第3.20条2)。**英国輸入時のみ上限金額に変更あり**

※英国の輸出者参照番号は、**EORI番号になる見込み**

特惠要求手続②(輸出者・生産者による自己申告)

	1回限りの輸送 (Single shipment)	複数回の輸送 (Multiple shipments)
日本への輸入	作成日から12か月	作成日から12か月
英国への輸出	英国において別途指定	作成日から12か月

※ 日本への輸入については日EU・EPAと同じ。
英国へ輸出する際には日EU・EPAよりも期間が長くなる。

第3.17条4

原産地に関する申告は、次のいずれかの期間有効なものとする。

- (a) 5(a)に規定する1回限りの輸送については、原産地に関する申告の作成の日から12箇月間又は輸入締約国の定めるこれよりも長い期間
- (b) 5(b)に規定する2回以上の輸送については、原産地に関する申告の作成の日から12箇月間

特惠要求手続②(輸出者・生産者による自己申告)

手続簡素化

原産品であることに係る追加的な説明(資料)が提供できない場合

(注) 輸出者・生産者による自己申告の場合のみの取扱い

日EU・EPAの簡素化措置と同様に、下記のNACCSコードを入力

NACCS画面

原産性を明らかにする書類が提出できない場合、

① NACCSの原産地証明書識別コード(4桁)の3桁目に下記コードを入力

	区分
Q	製造者(生産者)による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)
F	輸出者による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)

② 原産品申告明細書の提出を省略

原産地米 ** - GBF*

輸入令別表

課税価格

Q 又はF を入力

産品が原産性の基準を満たすことの説明(英国協定)

作成日: 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

提出省略

特恵要求手続③(輸入者による自己申告)

- 輸入者による自己申告については、協定上特定の様式は定められておらず、税関HPに掲載する様式見本のほか、下記記載事項を記載した任意様式の使用も可能。
- 通関業者が作成することも可能。
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能。

原産品申告書

(包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定)
本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の承認」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所			
No.	2. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号（6桁、HS 2017）	4. 適用する原産性の基準（A、B、C（Cの場合1、2、3）） 適用するその他の原産性の基準（D、E）
(様式見本)			
5. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸入される場合の期間）			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2.に記載する製品は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく英国の原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

(1) 記載事項

- 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 製品の概要(品名、仕入書の番号等)
- 関税分類番号(6桁、HS2017年版)
- 適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- 原産品申告書の作成年月日、作成者の情報
- その他の特記事項

(2) 様式、使用言語

- 様式は任意
- 日本語又は英語により作成

特惠要求手続④追加的な説明資料の記載・提出要領

○追加的な説明資料とは「産品が原産性の基準を満たすことの説明（原産品申告明細書）」及び当該説明内容を確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）をいう。

○以下の場合には、追加的な説明資料の提出を原則として省略することが可能。

- ①文書による事前教示を取得している場合
- ②一次産品（鉱物等）であって、インボイス等の通関関係書類により、日英EPA上の完全生産品であることが確認できる場合
- ③課税価格の総額が20万円以下の場合

産品が原産性の基準を満たすことの説明（英国協定）

作成日： 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

（様式見本）

3. 作成者

氏名又は名称： _____

住所又は居所： _____

（代理人が作成した場合）

氏名又は名称： _____

住所又は居所： _____

（1）記載事項

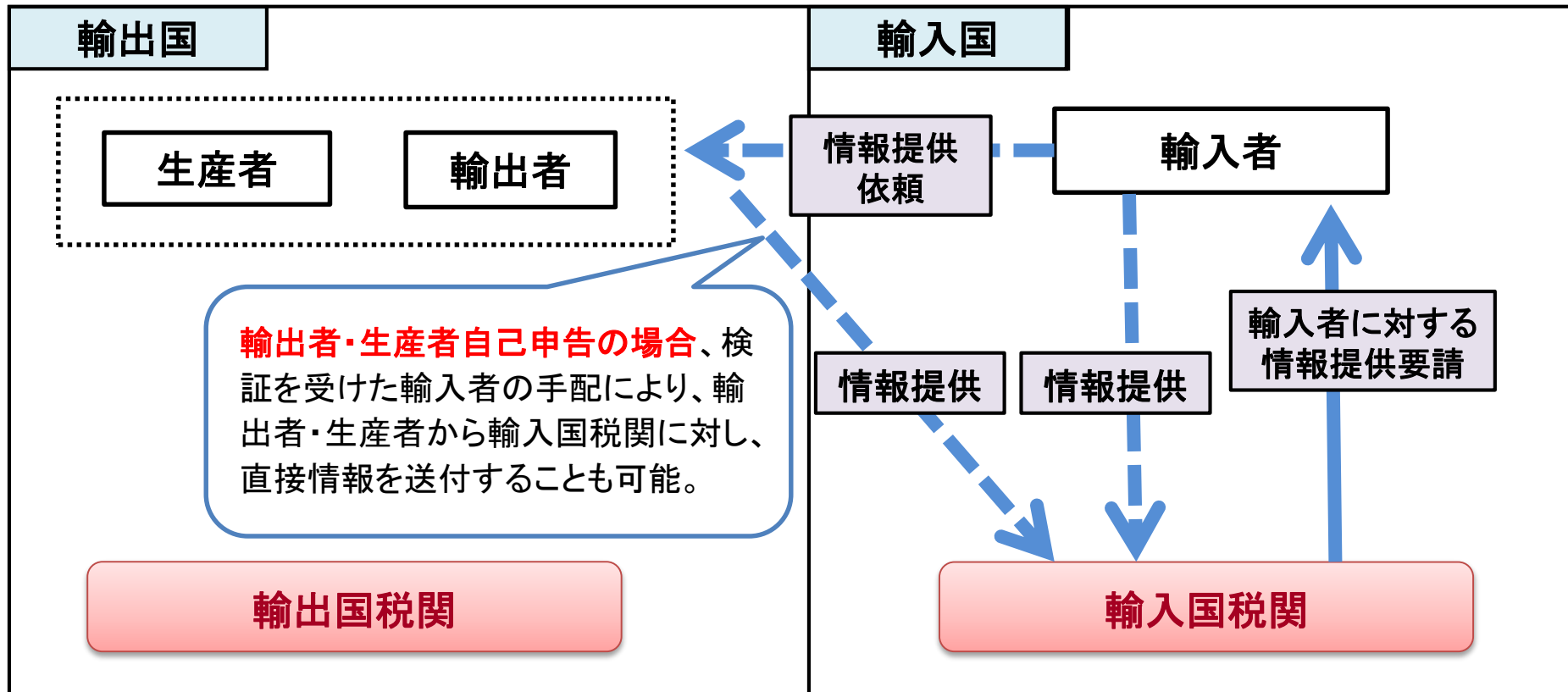
- 原産品申告明細書の作成日
- 仕入書の番号及び発行日
（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載）
- 産品が原産性の基準を満たすことの説明
- 説明（資料）作成者の情報

（2）様式、使用言語

- 様式は任意
- 日本語又は英語により作成

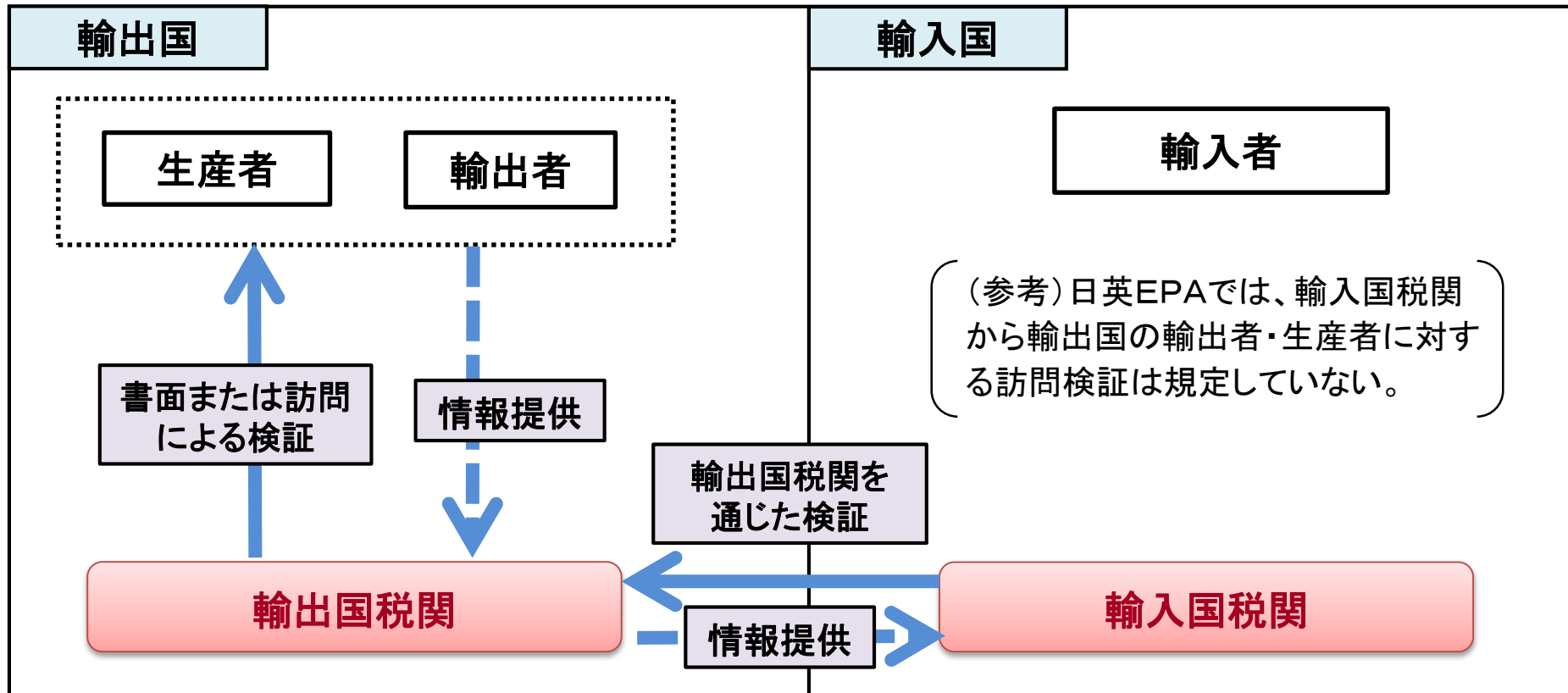
確認手続①輸入者に対する検証

- 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。
 - ① **輸入者に対する検証**
 - ② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証
※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入国税関は輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない等の場合、特惠税率の適用を否認することができる。



確認手続②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証

- 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。
 - ① 輸入者に対する検証
 - ② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証
※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入国税関は輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない等の場合、特惠税率の適用を否認することができる。

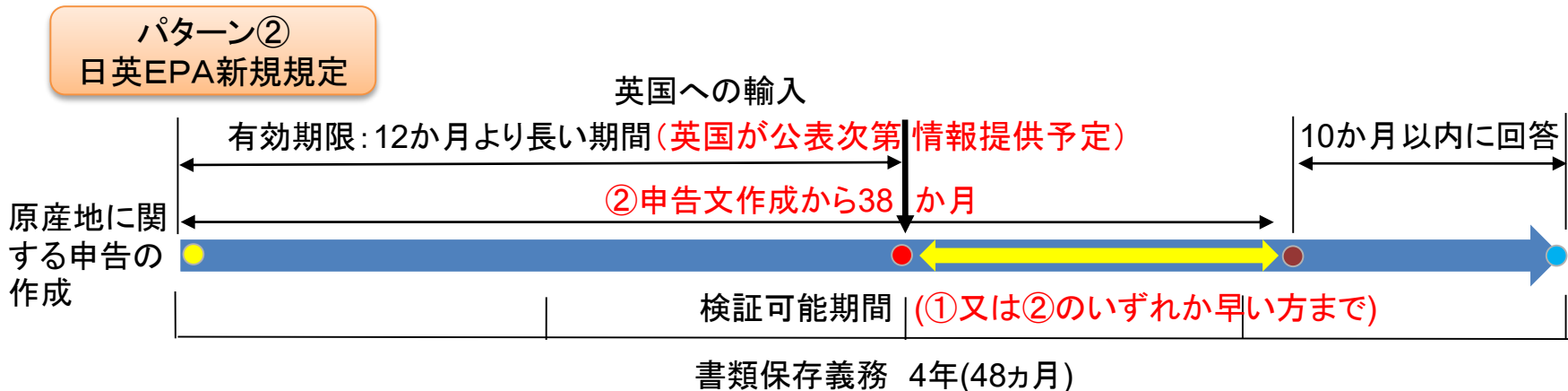
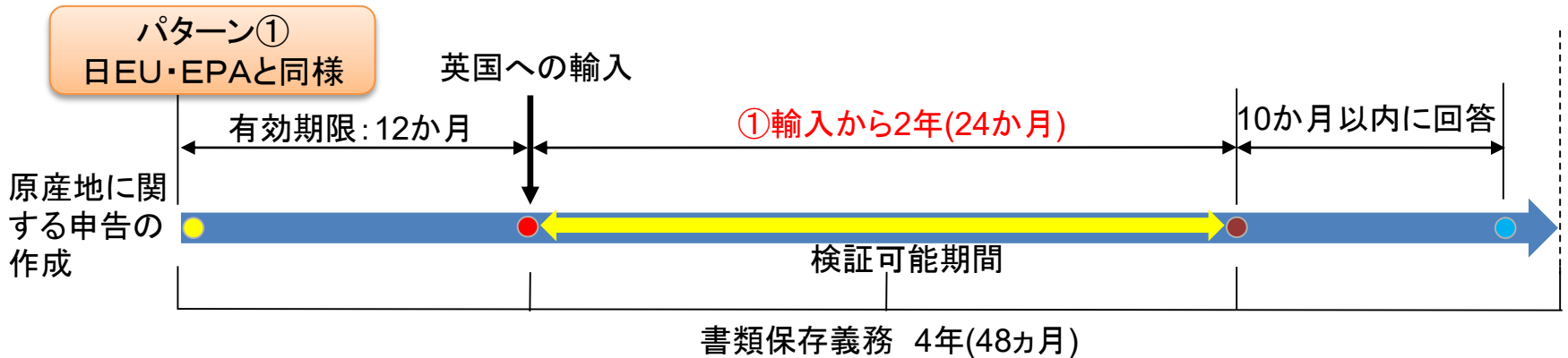


確認手続②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証

≪輸出国税関を通じた検証ができる期間(第3.22条2)≫

日本への輸入	輸入から2年(日EU・EPAと同じ)
英国への輸出	輸入から2年又は原産地に関する申告の作成日から38か月のいずれか早い日まで※

※ 英国での原産地に関する申告の有効期間の変更により、当該規定も変更された。



我が国の書類保存義務

協定上の保管義務(第3.19条)及び国内法令により、日本においては以下の書類保存義務が課せられる。

輸入者の保存義務	輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。 ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。 ◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書面及び(輸出者・生産者から提供を受けているときは)原産品であることに係る追加的な資料。 ◆ 輸入者自己申告の場合は、産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録。
輸出者・生産者の保存義務	◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から4年間、以下の書類を保管。 ✓ 申告書面の写し、 ✓ 産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録。

変更の禁止(積送基準)

○変更の禁止: 一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続き原産品と認められる。

①輸出後、輸入までに変更、改変を行っていないこと。

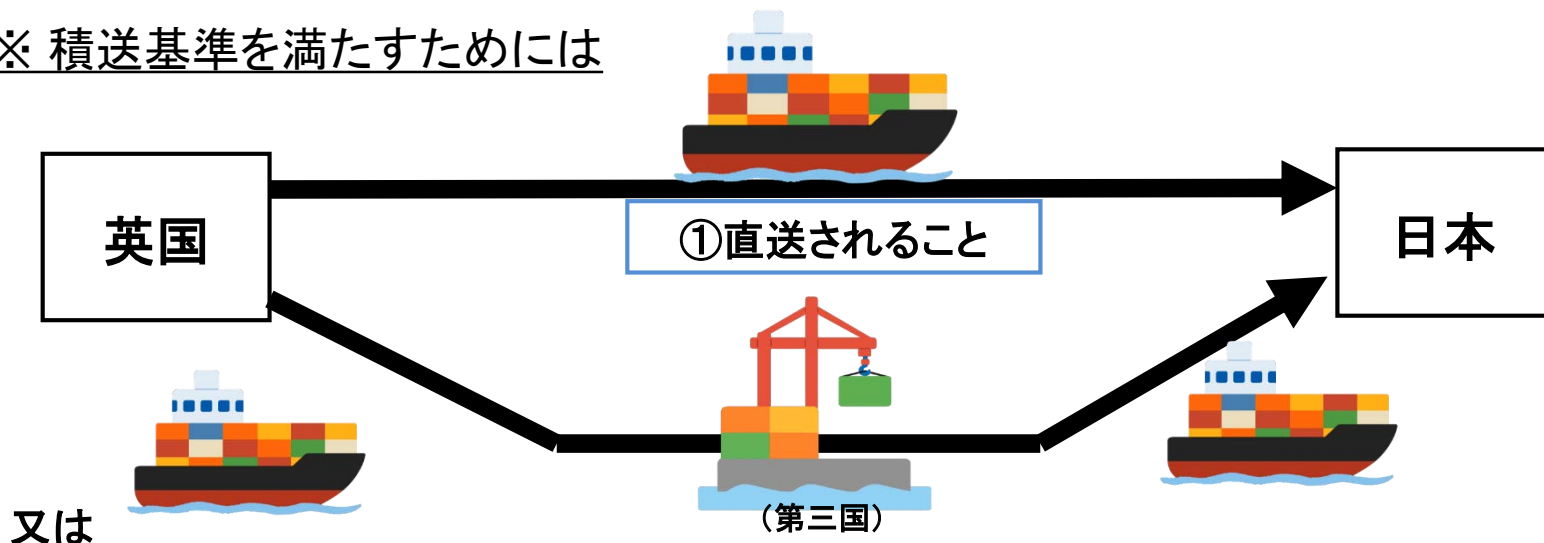
②原産品を良好な状態に保存するために必要な工程及びマーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程（輸入締約国の特定の国内的な要件の順守を確保するためのもの）以外の工程を行っていないこと。

○製品の蔵置又は展示は、第三国において税関の監視下に置かれていることを条件として行うことができる。

○貨物の分割が、輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視下に置かれていることを条件として、当該第三国で行うことができる。

○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある（「通し船荷証券」等の提示）。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(EUを含む)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、協定に規定されていない新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

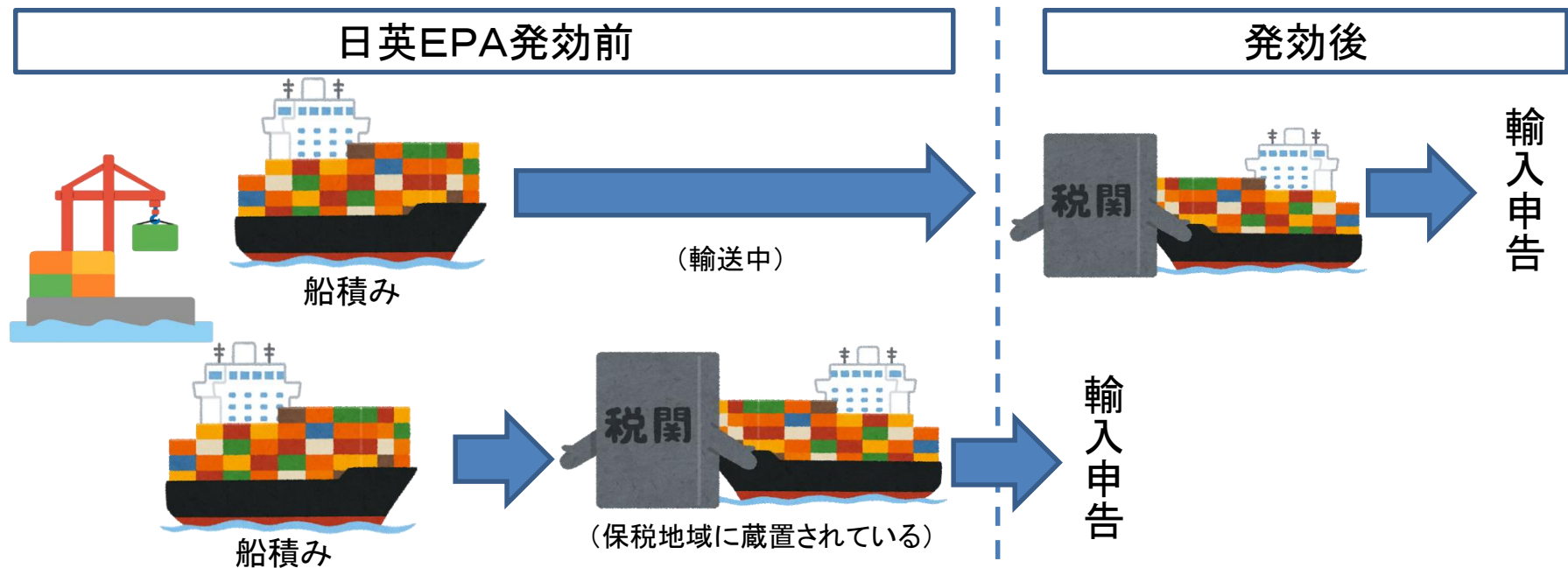
※日EU・EPAを適用して英国経由で運送される場合は、英国は第三国となり日EU・EPAにおける積送基準を満たさなければならない。

協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

日英EPAの規定を満たす製品については、

- ・ 同EPAの発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中の貨物、又は、
- ・ 既に輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物

を同EPA発効後に輸入申告する場合、必要な特惠要求手続が行われることを条件として、同EPA税率の適用が可能。



※ 原産品申告書は日英EPA発効日以降に作成が必要(日英EPA発効日前の日付のインボイス等に、発効日以降の日付で作成された原産地に関する申告文を別添することも可)。

※ 蔵入承認(IS)時に日EU・EPAの原産品申告書を税関に提出した場合であっても、輸入申告(ISW)の時までに英国のEU離脱にかかる移行期間が終了する場合、ISW時に日EU・EPA税率は適用不可。なお、日英EPAの規定を満たすものであって、日英EPAの原産品申告書がISW時に税関に提出された場合、日英EPA税率を適用可能。

事前教示制度

税関

照会



回答

輸入者等

(文書は原則30日以内)

【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、日英EPA税率(特恵関税)の適用の可否等を事前に知ることができ、(適用される税率が事前に分かることから)輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答(教示)の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

英国で生産された産品にかかる日EU・EPAの事前教示回答書は無効となりますので、同回答書を取得している場合には、交付した税関へご相談ください。

原産地関連情報

原産地関連情報を、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載しています。

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)右上の



をクリック!!



原産地規則ポータル



税関
原産

日英EPAの情報もアップしていきます。
また、説明会終了後、以下の資料を税関ホームページへ掲載する予定としています。

- ・オンライン説明会の動画(日本関税協会ホームページへのリンク)
- ・説明会資料
- ・よくあるご質問

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

新着情報

- 08月14日 [「GSPの原産地証明書発給機関一覧」の更新\(マダガスカル発給機関追加\)](#)
- 07月14日 [日EU・EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ\(国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録\)を掲載しました](#)



EPA自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する相談



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した
日本からの輸出についての相談対応を行っています（対面又はメール）。

■ 相談内容

日豪EPA、TPP11、日EU・EPA、**日英EPA**に係る自己申告制度を利用した**輸出申告**に係るもの

- 例）
- ・ 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるか。
 - ・ 輸出をする際に自己申告書を作成したいが、どのように作成すればよいか。
 - ・ 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいか。

■ **ご利用方法（対象者：日本から貨物を輸出し、EPAの自己申告を行う輸出者及び生産者）**
次の事項をご記載いただき、下に記載の「相談受付メールアドレス」宛にご送付ください。

- （1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- （2）相談したい内容
- （3）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

■ 担当

財務省税関 EPA原産地センター

住所：東京都港区海岸2-7-68

電話：03-3456-2171（※）

相談受付メールアドレス：epa-roo-center2@customs.go.jp

※お電話でのご相談受付は承っておりませんので、**まずはメールでのご連絡をお願いいたします。**



各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。

日英包括的経済連携協定にかかる業務説明会

説明内容に関するご質問は
アンケートフォームにお寄せください



財務省
関税局・税関



EPA利用に係るアンケートにご協力をお願いします

公益財団法人日本関税協会は、昨年に引き続き、EPA利用に係る情報提供・支援を一層充実したものとするため、調査・分析を行うことといたしました。本アンケートには財務省関税局も協力しています。

アンケートのフォームは日本関税協会のホームページに掲載されておりますので、是非ご協力ください。

【アンケートリンク先】（日本関税協会ホームページ）

https://www.kanzei.or.jp/jtas/epa_survey.htm

（締切：2020年12月28日（月）正午）

本日はご参加いただきありがとうございました。

公益財団法人 日本関税協会